

※2024 年 4 月 1 日より、各種プログラムにお申込みされた全てのお客様に本書を適用致します。

申込金一覧(約款第3条関係・第13条関係)

プログラム名	申込金
ワーキングホリデーパッケージ	100,000円(税込110,000円)
パッケージ留学学校特前プラン	100,000円(税込110,000円)
語学留学A(※注1)	25,000円(税込27,500円)
語学留学B(※注1)	50,000円(税込55,000円)

- 注1) 語学留学A・語学留学Bの詳細については、当社にご確認ください。
- 注2) 語学留学A、語学留学Bの申込金は、契約成立日から起算して9日以内に解約をする場合返金はございません。
- 注2) 申込金は、約款第3条に基づき、お申込時にお客様が選択されたプログラムによっては当社にお支払い頂きます。
- ※お支払い頂いた申込金は、プログラム料金の全部又は一部に充当されます。
- 注3) 上記に添付しているプログラムに該当しないプログラムにお申込みの際は、詳細について必ず事前当社にご確認下さい。
- 注4) 申込金はプログラムの改変に伴い予告なく変動する可能性がありますので、最新の金額につきましては、必ず当社にご確認ください。

お取り消し、ご変更に際して

プログラム契約・オプション契約が変更または解約となった場合、本約款により当社が定める下記変更・解約手数料以外に、オンライン語学レッスン、語学学習アプリケーション、現地エージェント、現地学校、宿泊滞在先、研修先等の現地機関、提携先が独自に規定した変更・解約に係る手数料(キャンセル料)をお客様にご負担頂くものとします。

(1) プログラム変更手数料一覧(約款第16条関係)

変更時期	変更手数料
契約成立日から起算して8日以内	無料
契約成立日から起算して9日以降出発日から起算して32日まで(※注1)	10,000円(税込11,000円)
出発日から起算して31日以内	15,000円(税込16,500円)
出発日から起算して7日以内	20,000円(税込22,000円)
出発日から起算して2日以内	25,000円(税込27,500円)
出発日から起算して前日以降	30,000円(税込33,000円)

注1) ワーキングホリデーパッケージをお申込みの場合、当社に対する変更手数料は1回のみ無料です。但し、オンライン語学レッスン、現地エージェント、現地学校、宿泊滞在先、研修先等の現地機関、提携先が独自に規定した変更・解約に係る手数料はお客様にご負担頂くものとします。

2. プログラム解約手数料一覧(約款第16条第1項)

プログラム解約とは、お客様が選択したプログラム契約を解約することをいいます。

ワーキングホリデーパッケージ・語学学習アプリケーションまたはオンライン語学レッスン付プログラム解約の場合、オンライン語学レッスンの解約手数料は提供先の規定に準じます。解約時において、受講月分(オンライン語学レッスン1ヵ月あたり8,770円、語学学習アプリケーション1ヵ月あたり1,100円)の返金はございません。

解約時期	解約手数料
契約成立日から起算して8日以内	無料
契約成立日から起算して9日以降出発日から起算して32日まで	20,000円(税込22,000円)
出発日から起算して31日以内	25,000円(税込27,500円)
出発日から起算して7日以内	30,000円(税込33,000円)
出発日から起算して2日以内	35,000円(税込38,500円)
出発日から起算して前日以降	40,000円(税込44,000円)

- 注1) 解約時期の起算日は、初日を算入して計算するものとします。
- 注2) 語学留学A、語学留学Bの申込金は、契約成立日から起算して9日以内に解約をする場合返金はございません。

(2) プログラムサービス変更手数料一覧(約款第16条関係)

1. オプションサービス内容の変更(約款第16条第1項)
- オプションサービス内容の変更とは、お客様が選択したオプションサービスにおいて日程、宿泊滞在先、研修先等を変更することをいいます。

変更時期	変更手数料
契約成立日から起算して8日以内	無料
契約成立日から起算して9日以降30日以内	8,000円(税込8,800円)
契約成立日から起算して31日以降60日以内	10,000円(税込11,000円)
契約成立日から起算して61日以降90日以内	13,000円(税込14,300円)
契約成立日から起算して91日以降	15,000円(税込16,500円)

- 注1) 変更手数料の額がオプション料金を上回る場合、変更手数料の額はオプション料金額と同一の金額とします。
- 注2) オプションサービスのうち、成功報酬として課料金は変更手数料の対象外となり、返金はございません。
- 注3) オプションサービスのうち、オンライン英会話の変更手数料は提供先の規定に準じます。
- 注4) オプションサービスのうち、業社の設備提供が完了した場合は、変更の時期に関わらず変更手数料の対象外となり返金はございません。

2. オプションサービス解約手数料一覧(約款第18条第1項)

解約時期	解約手数料
契約成立日から起算して8日以内	無料
契約成立日から起算して9日以降30日以内	16,000円(税込17,600円)
契約成立日から起算して31日以降60日以内	20,000円(税込22,000円)
契約成立日から起算して61日以降90日以内	26,000円(税込28,600円)
契約成立日から起算して91日以降	30,000円(税込33,000円)

- 注1) 解約時期の起算日は、初日を算入して計算するものとします。
- 注2) 解約手数料の額がオプション料金を上回る場合、解約手数料の額はオプション料金額と同一の金額とします。
- 注3) オプションサービスのうち、成功報酬として課料金は解約手数料の対象外となり、返金はございません。
- 注4) オプションサービスのうち、オンライン英会話の解約手数料は提供先の規定に準じます。
- 注5) オプションサービスのうち、業社の設備提供が完了した場合は、解約の時期に関わらず解約手数料の対象外となり返金はございません。

3. オプションサービスの航空券手配における契約成立日とは、航空券発券日を指します。
- 航空券手配内容が変更または解約となった場合、本約款により当社が定める変更・解約手数料以外に、航空会社・提携先旅行会社が独自に規定した、変更・解約に係る手数料(キャンセル料)をお客様にご負担頂くものとします。

■注意事項

- ※1 変更・解約手数料は、お客様の各種サポートサービスの利用回数、利用内容、利用状況等により変動又は算出されるものではありません。
- ※2 お客様の都合による変更・解約サポートサービスを利用しなかった場合、又は利用回数が少なかった場合でも、申込金・オプション料金を戻金、変更・解約手数料は返還または免除されるものではありません。
- ※3 変更・解約手数料は、申込及び現地機関に支払いを完了している、いないにかかわらず、上記に定めたとおりの手続の進捗に応じて発生します。
- ※4 提携先その他の実費を現地エージェント、現地学校、宿泊滞在、研修先等の現地機関に当社が代行して支払う場合は、約款第15条の規定に基づき当社所定の為替レートにて行うものとします。
- ※5 プログラム契約が変更または解約となった場合、本約款により当社が定める変更・解約手数料以外に、オンライン語学レッスン、語学学習アプリケーション、現地エージェント、現地学校、宿泊滞在先、研修先等の現地機関、提携先が独自に規定した変更・解約に係る手数料(キャンセル料)をお客様にご負担頂くものとします。
- ※6 プログラム契約が変更または解約となった場合、現地機関・提携先等の変更および支払い頂いている金額につきましては、現地機関への送還内容に関し、講義をはじめ、前もってあるキャンセル料および当社所定の手数料を差し引いた上で残りが発生場合は返金いたします。なお、返金にかかる費用(郵送手数料等)は、お客様が負担するものとします。
- ※7 プログラム契約が変更または解約に伴い、授業料等の実費につき残金を返金する場合、現地機関より返金された金額をもとに当社が定める方法、為替レートにより計算し、講義いたします。
- ※8 留学、滞在、ビザ、航空券等の留学に関する手続の一部をお客様に自分で行う場合は、当社は手配に関して一切の責任を負わず、手続に関する費用にもお支払できません。
- ※9 申込の金額がプログラムは契約成立日に手続開始を行うものとし、契約成立日から1年以内(出発有効期間)に出席することを原則としております。但し、お客様が理由により、当社が出席を認めない認めた場合には、当社所定の手続を行った上で、手続開始及び出席日を延長することがあります。
- ※10 上記約款第3条第1項各号に定める事由によりプログラムの変更または解約となった場合には所定の変更・解約手数料が発生しますので、予めご了承ください。

ラストリゾートプログラム約款

第一章 総則

第1条 (適用範囲)

- 1 株式会社ラストリゾート(以下、「当社」といいます。)がお客様との間で締結するラストリゾートプログラムに関する契約(以下「プログラム契約」といいます。)は、この約款(以下「本約款」といいます。)の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反しない範囲で、書面およびお客様との間で個別の特約を結んだ場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が、本約款に優先します。
- 3 本約款により提供されるラストリゾートプログラムは、旅行業法第2条規定の「旅行業」には該当しないサービスを提供してまいります。お客様において、旅行業法第2条規定の旅行業に該当するサービスを希望される場合、お客様と当社との間で別途契約を締結する必要があります。

第2条 (用語の定義)

- 1 「プログラム」とは、本約款において「プログラム」とは、当社、当社子会社及び当社提携先(以下「当社等」といいます。)がワーキングホリデー、留学等により海外生活をする人々のために企画・運営するプログラムの総称であり、旅行商品とは異なり、また、「利用頂くプログラム」の内容は、受入先の状況、海外事情等の他当社の都合により変動することがあります。
- 2 「パンフレット」とは、本約款において「パンフレット」とは、当該プログラムにおける当社等のサポートサービス内容、オプション料金その他の内容を記載した当社所定の書面等であり、プログラム契約において提供される具体的な当社のサポートサービスの内容等パンフレットに記載されている事項は、本約款に優先します。なお、パンフレットの記載内容は、受入先の状況、海外事情、その他の当社の都合等により変動することがあります。

3 「申込日」

本約款において「申込日」とは、「ラストリゾートプログラム参加申込書」に記入された日付を指します。

4 「申込金」

本約款において「申込金」とは、一部のプログラムにおいて当社が規定した金額を本約款第3条に基づきお申込時に当社にお支払い頂くものであり、お支払頂いた申込金は、本約款第13条に規定するプログラムの料金の全部又は一部に充当されます。

5 「契約成立日」

本約款において「契約成立日」とは、本約款第3条に基づきお客様の申込に対し、当社が申込内容を確認し、申込金・実費・オプション料金を受領した日付又はお客様の口座振替を当社が確認した日付を指します。但し、特別の事情がある場合には、本約款第4条第2項に規定のとおりとします。

6 「現地機関」

本約款において「現地機関」とは、現地におけるエージェンシー、各種学校、宿泊滞在先、研修先、ボランティア先等プログラムに係る機関・施設等を指します。

7 「実費」

本約款において「実費」とは、オンライン語学レッスン、語学学習アプリケーション、授業料、宿泊滞在費、研修費等プログラム参加に当たり、現地機関、提携先に支払う費用を指します。

8 「キャンセル料」

本約款において「キャンセル料」とは、本約款所定の当社に係る変更・解約手数料とは別に現地機関が独自に規定したプログラムの変更または解約に伴い発生する手数料を指します。

第二章 契約の成立

第3条 (契約の申込)

1 プログラム契約の申込とは、当社が別途指定する申込金・実費・オプション料金をお客様が当社指定の方法により当社に支払うこと又はお客様の口座振替を当社に提供することを指します。

2 お客様は、前項の申込と共に速やかに当社所定の「ラストリゾートプログラム参加申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、署名の上当社に提出するものとします。

第4条 (契約の成立)

1 プログラム契約の成立とは、当社が前条に基づきお客様の申込内容を確認し、申込金・実費・オプション料金を受領した日又はお客様の口座振替を当社が確認した時に成立するものとします。但し、本約款第5条に規定する事由に該当する場合はこの限りではありません。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、当社は、特別の事情がある場合には、お客様の当社所定の書面による申込を受けて、当社が承諾をすることによりプログラム契約を成立させることがあります。この場合、当社が承諾をした時にプログラム契約が成立するものとします。

第5条 (拒否事由)

- 1 当社は、お客様より本約款に基づきプログラム契約の申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数の認められる場合は、申込をお断りする場合があります。
- (1) お客様が未成年者である等の理由により、プログラム契約申込について法定代理人(両親など)の同意が必要で、その同意がないとき。
- (2) 当社が要求する保証人がない場合。
- (3) 留学又は研修等の現地における活動実施の可能性が低いことが明らかの場合。
- (4) 過去の既往症又は現在の自身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。
- (5) お客様の語学力等がプログラム参加に明らかに不足している、プログラム参加に必要なビザ(査証)が発給されない可能性が高いなど、プログラム参加に適した条件が備わっていないと当社が認めた場合。
- (6) 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染症の伝播、その他やむを得ない事由により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はその他それがある条件に該当した場合。
- (7) お客様が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある、又は同行をした等プログラムの運営に支障をきたす、又はまたおそれがある当社が判断した場合。
- (8) お客様の申込を承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らし、ふさわしくない当社が判断した場合。
- (9) お客様の申込内容に虚偽あるいは重大な漏れがあることが判明した場合。
- (10) 当社の業務上の都合がある場合、その他やむを得ない事由がある当社が判断した場合。
- (11) お客様が当社等、現地機関、他のお客様又は会員に著しく迷惑を及ぼす行動があるとき。
- (12) お客様又はお客様の関係者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)により指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」といいます。)の暴力団員に該当する者であると判明した場合。
- (13) 当社等又は現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える自利を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

- 員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
- (13) 当社等又は現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える自利を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

- 2 当社の責めに帰さない事由により、前項各号のいずれか1つにも該当する事由が契約成立後に判明した場合、当社は本約款第2条の各又は第21条に基づき本プログラム契約を解約することができます。この場合、お客様は当社に対し本約款に規定の解約手数料及び引いたことにより発生した賠償金(かかるキャンセル料等の引いたことにより発生した)を、これに必要ないし、速にわたる手数料等はお客様の都合によりお支払いします。
- 3 当社の責めに帰さない事由により、本条第1項各号のいずれか1つにも該当する事由が契約成立後に判明したことにより当初お申込みされたプログラムが変更となった場合、お客様は当社に対し本約款に規定の変更手数料及び変更したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料等を負担頂きます。これに必要な額・返金にかかる手数料等はお客様の都合によりお支払いします。
- 第6条 (必要書類)
- 1 プログラム契約に基づく各種手続に必要な書類は、別途当社よりご案内するものとします。
- 2 お客様は、前項の必要書類に、指定された方法にて記入の上、必ず当社指定の期日までに当社に提出するものとします。当社は「ラストリゾートプログラム参加申込書」に記載のお申込み内容で、各種手続を行います。

第7条 (旅行保険契約)

- 1 お客様は、プログラム契約成立後、現地での病気・傷害等に備え、お客様がより快適に過ごせたいという趣旨から、任意で旅行保険に加入し、出国および海外旅行中に旅行保険を締結するものとします。但し、旅行保険に加入しなくても、本約款に定める事由により、お客様の事由により現地滞在中に発生した事故その他の毀損に因りて当社は一切の責任を負いません。
- 2 当社は、お客様が前項の保険契約を締結していないことによりごらかの損害や不利結果を被ったとしても一切の責任を負いません。

第三章 プログラムの開始

第8条 語学留学(無料サポート、語学留学A、語学留学B)

1 プログラム契約に基づく、当社等が提供するサポートサービスのうち、「語学留学」とはお客様が留学手続を開始する前に当社が提供するサポートサービスです。

(1) 専任のカウンセリング

当社はお客様に希望する国、留学スタイル、現地生活等に関するカウンセリング・情報提供、提供及び調査出来る範囲内において行います。

(2) 語学学校選定のコンサルテーション

当社はお客様の希望する学校、校舎、コース等に関するカウンセリング・情報提供を、提供及び調査出来る範囲内において行います。

(3) 語学学校の入校手続き

当社提携校への入校手続きを代行し、お申し込み頂いた学校への実費の支払い手続きを代行します。

(4) VISA取得コンサルテーション

各ビザ申請が必要なお客様には、ビザ申請についての基本情報を提供します。

(5) ホームステイ先の紹介

お客様がホームステイ先の手配を希望する場合、手配、または手配依頼します。

(6) 海外保険の手続き

海外旅行保険の入校手続きを行います。なお、保険料については別途お申込・費用が必要となります。

2 語学留学のうち、無料サポート、語学留学A、語学留学Bの詳細については、弊社カウンセラーにお尋ね下さい。

3 語学留学に含まれるサービスは、お客様の選択されたプログラムによって、内容が異なる場合があります。

4 お客様は、語学留学に含まれるサービスをプログラム契約成立日から起算して1年間又はプログラム契約に基づき定められた期間・回数に限り受けることができます。但し、当社の定める方法によりお客様が申し出た場合において、やむを得ない事由があるとき当社が認めた場合にはこの限りではありません。

5 語学留学に含まれるサービスの内容は、事前に告知することなく、変更されることがございますので、予めご了承下さい。

6 語学留学に含まれるサービスは、すべてのお客様を対象として、当社が定める範囲内において提供されるもので、ご利用はお客様の任意に委ねられるものであり、当社から積極的に当該サービスの利用をお客様へご案内し、利用促進をするものではありません。

第9条 (ラストリゾートクラブ・ラストリゾート Koreanクラブ会員登録資格)

1 (会員の定義)

(1) ラストリゾートクラブ・ラストリゾートKoreanクラブ会員(以下「会員」といいます。)とは、当社が運営する各種サービス(以下「会員向けサービス」といいます。)を受けるために、本規約に同意の上、当社が定める所定の手続きにより会員登録を申し込み、当社が承諾した個人であります。

(2) 会員向けサービスとは、次の各号の全部または一部をいいます。

- 1 現地ラストリゾートサロンの利用
- 2 オンライン英会話(1日1レッスン)※ラストリゾートクラブ
- 3 NOVAお茶の間韓国語レッスン(週1レッスン) ※ラストリゾートKoreanクラブ
- 4 現地空港での迎え(3ヵ月以上の利用者)
- 5 現地空港でのオリエンテーション(3ヵ月以上の利用者)
- 6 プレミアム優先エントリー
- 7 海外送金サービス

2 (会員の申し込み方法)

- (1) 会員登録については、当社が指定する申込書に所定の事項をご記入の上、お申し込み下さい。18歳未満の方からのお申し込みの場合は、保護者の同意が必要となります。
- (2) 会員登録は、以下の条件すべてに該当した場合に有効となります。
- ・会員向けサービスのうち、当社が別途指定するサービスの退会・解除の手続きを完了させた場合
 - ・会金・サービスの利用料金の入金が確認できない場合
- (3) 以下のいずれかに該当する場合、当社は申し込みを承認しない場合があります。
- 申込書の記載内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合
- 進捗に本規約違反等により強制退会させられていることが判明した場合
- 過去にサービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅延し、または支払いを拒絶したことがある場合
- その他当社が会員として不適切と判断した場合

3 (一時停止・退会)

ラストリゾートクラブ・ラストリゾートKoreanクラブのご利用を停止する方法には、一時停止と退会の2通りがあります。どちらの手続きをご希望する場合も、当社が定める所定の手続き

